

自主規制機関について

中間整理における指摘

自主規制機関のあり方や機能については、現在、個別の業法毎に差異が認められるが、根拠規定は投資サービス法とし、自主規制機関としての性格を最も強く有する証券業協会と同等の機能を各機関が有することとすることにより、自主規制機関の機能強化を図るべきである。

自主規制の実効性を高め、投資家が安心して市場に参加できるようにするため、自主規制機関への加入義務付けについて検討を行うべきである。

NYSEは上場に向け、自主規制部門を独立性の高い非営利法人として切り離すとの発表を行った。このような国際的な流れも踏まえ、日本における自主規制機関のあり方について引き続き検討を進めるべきである。

【参考】

- ・ 自主規制機関の法律上の機能（資料 2—1）
- ・ 自主規制機関への加入率（資料 2—2）
- ・ 自主規制機関の名称規制（資料 2—3）
- ・ 主要国の法定の自主規制機関制度（資料 2—4）

検討にあたっての考え方

（1）論点

- 論点 1** 各業法上の自主規制機関の機能の同等性をどのように確保するか。
- 論点 2** 自主規制機関への加入義務付けについてどう考え、また、どのように実施するか。
- 論点 3** 仮に、自主規制機関が設立されない業態がある場合、苦情解決・あっせん業務等の業態横断的な取組みを進めるにあたって、どのような方法が考えられるか。

(2) 自主規制機関に付与すべき機能 論点 1

現行の各自主規制機関の機能には差異があるが、中間整理の指摘にある「自主規制機関としての性格を最も強く有する証券業協会の機能との同等性を確保する」との観点から、投資サービス法上の自主規制機関には、例えば、次の各機能を付与することとしてはどうか。

- ・ 規則の制定
- ・ 法令・自主規制機関の定める規則についての会員の遵守状況の調査
- ・ 法令・自主規制機関の定める規則への違反等があった会員への制裁
- ・ 会員の業務に関する苦情の解決に向けた対応
- ・ 会員の行う取引に関する争いについてのあっせん
- ・ 行政庁から委任を受けた場合の外務員に関する事務

(3) 自主規制機関の業務の適正確保 論点 1

上記(2)のような機能を担う自主規制機関の業務の適正を確保するため、例えば、次のような行政庁による監督規定を設けることとしてはどうか。

- ・ 立入検査
- ・ 監督命令
- ・ 認可法人形態をとらない自主規制機関については業務規定についての認可制度

(4) 自主規制機関への加入義務づけ 論点 2

自主規制機関の役割を十分に発揮するとの観点からは自主規制機関への加入義務付けが望ましいとの意見がある一方、

- ・ 会員（業者）に対する片面的拘束力のある紛争解決手続を担わせることも視野に入れた場合には加入義務付けには無理があるとの指摘
 - ・ 自主規制機関は本来自発的に設立されるべきものとの指摘
 - ・ 加入義務付けによるコスト増の問題から加入は任意とすべきとの指摘
- がある。こうした指摘を踏まえ、例えば、法的には加入を義務付けることなく規制の実効性を確保するため、自主規制機関に加入しない業者に対し、自主規

制機関の規則等を考慮した社内規則の作成等を求めることができるような仕組み（下記参照）が考えられるが、どうか。

【参考】証券取引法 61 条

内閣総理大臣は、証券業協会（以下第三章の二までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（次項において「会員等」という。）となっていない証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となっていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（5）投資（金融）商品に関する苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組み

論点 3

仮に、自主規制機関が設立されない業態がある場合、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを進めるにあたってどのような方法が考えられるか。

例えば、自主規制機関以外の民間団体がその構成員たる業者等に関する苦情解決・あっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定すること等により、当該民間団体の業務の信頼性を確保し、それらの団体の自主的取組みを通じた苦情解決・あっせんの推進を図る枠組みを整備することとしてはどうか。

（6）協会の名称規制

現行各業法では、自主規制機関の名称についての規制がなされている（資料 2—3 参照）が、従前の各業態を超えた多様な業者が対象となりうる投資サービス法上の自主規制団体については、名称規制を設けないことが考えられるがどうか。